

官報

號外

明治三十二年二月十五日

水曜日

印刷局

第十三回 貴族院議事速記録第二十五號

明治三十二年二月十四日(火曜日)午前十時十四分開議

議事日程 第二十五號 明治三十二年二月十四日

午前十時開議

- 第一 侯爵尙泰君侯爵菊亭修季君橋口兼三君請暇ノ件
- 第二 葉煙草專賣資金會計法中改正法律案(政府提出案)
(議院送付) 第一讀會ノ續(特別委員)(長報告)
- 第三 要塞地帯法案(政府提出案)
(議院送付) 第一讀會ノ續(特別委員)(長報告)
- 第四 國債ヲ外國ニ於テ募集スル場合ニ關スル法律案(政府提出案)
(議院送付) 第一讀會ノ續(特別委員)(長報告)
- 第五 北海道舊土人保護法案(政府提出案)
(議院送付) 第一讀會ノ續(特別委員)(長報告)
- 第六 外國人ノ署名捺印及無資力證明ニ關スル法律案(政府提出案)
(議院送付) 第一讀會ノ續(特別委員)(長報告)
- 第七 不動産登記法案(政府提出案)
(議院送付) 第一讀會ノ續(特別委員)(長報告)
- 第八 特別年限地租増徴ニ關スル法律案(衆議院提出案)
(議院送付) 第一讀會
- 第九 右議院ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉府縣農事試驗場國庫補助法案(衆議院提出案)
(議院送付) 第一讀會
- 第十 右議院ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉愛媛縣下郡界變更法律案(衆議院提出案)
(議院送付) 第一讀會ノ續(特別委員)(長報告)
- 第十一 提出
- 第十二 提出

○議長(公爵近衛篤磨君) 是ヨリ報告ヲ致シマス

(小原書記官朗讀)

昨十三日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府提出案ハ即日內閣總理大臣ヲ經由シテ裁可ヲ奉請シ及可決ノ旨ヲ衆議院ニ通知シタリ

明治三十二年度歳入歳出總豫算案並明治三十二年度各特別會計歳入歳出豫算案

豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件

明治三十二年度歳入歳出總豫算追加案(第一號)

明治三十二年度特別會計歳入歳出豫算追加案(特追第一號)

○議長(公爵近衛篤磨君) 是ヨリ本日ノ日程ニ移リマス、第一、侯爵尙泰君、侯爵菊亭修季君、橋口兼三君、何レモ疾病ニ附イテ會期中ノ請暇デアリマス、御異議ガナクバ許可致シマス

(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(公爵近衛篤磨君) 葉煙草專賣資金會計法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、特別委員長報告

(子爵錦織教久君演壇ニ登ル)

○子爵錦織教久君 葉煙草專賣資金會計法中改正法律案委員會ノ結果ヲ御報告致シマス、此委員會ハ去シタル八日ニ開キマシタル所、本案ノ改正ハ今度葉煙草專賣法ガ改正ニ相成リタル結果、本案ノ改正スルノ必要ガ起リタル所、此段御報告ヲ致シマス、尙ホ本案ハ至ッテ簡單ノモノデゴザイマスカラ、ドウカ讀會ヲ省略セラレテ直ニ可決セラレンコトヲ希望致シマス

○子爵小笠原壽長君 賛成

○子爵本莊壽巨君 賛成

○子爵板倉勝達君 賛成

○子爵鍋島直柔君 賛成

○田中芳男君 賛成

○子爵山本實庸君 賛成

○子爵高野宗順君 賛成

○子爵高野宗順君 賛成

○議長(公爵近衛篤磨君) 讀會省略ノ勸諭ハ成立致シマス、讀會省略ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(公爵近衛篤磨君) 三分ノ二以上ト認メマス本案御異議ナクハ原案ニ決シマス

(異議ナシト呼フ者アリ)

○伯爵正親町實正君 本員ハ特別委員會ヲ開キタウゴザイマスカラ退席致シタウゴザイマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 少シ定員數ニ疑ガアリマスカラ暫ク……要塞地帯法案、政府提出、第一讀會ノ續、特別委員長報告

(子爵會我祐準君演壇ニ登ル)

○子爵會我祐準君 本案ニ附キマシテノ委員會ノ結果ヲ報告致シマス、本案ハ一種異ナッタヤウナ案デアリマシテ、專門術語杯ガアリマシテ多少解シ難イ所ガアリマス、ソレ故ニ委員會ハ先月二十八日ヨリ去ル六日マデニ四五回モ會シマシテ十分ニ調査ヲシタアリマス、此法案ノ目的ト云フモノハ甚ダ單純ナモノデアリマス、此目的一ト云フモノハ國防ノためニ建築スル所ノ即チ築造物、要塞、其要塞ノ效力ヲ十分ニ全カラシムルモノト云フモノハ、二過ギナイノデアリマス、其要塞ノ前方若クハ後方ニ於テ鐵砲ヲ撃ツ時分ニ……大砲ヲ放ツ時分ニ其大砲若クハ小銃ヲ放ツ時分ニ其小銃ヲ撃ツ時分ニ……トソレト其臺場ナリ砲臺ナリカラ敵ノ方ヲ見ルニ其地形ニ一ノ制限ヲ置クコトノナイヤウニ即チ砲臺ノ威力効用ヲ十分ナラシムルニ其見望ヲ害スルヤウナコトの二過ギマセム、而シテソレト同時ニ其制限ノ下ニ居ル所ノ人民即チ其土地ノ所有若クハ住民ガ是ト同時ニ此案ニ含シテ居ル所ノ人民即チ其土地ノ目的ヲ云フモノニ三十條ノ法律ト云フモノガ餘儀ナク茲ニ出來テ居リマスガ、修正案ハ附イテ修正シマシタル所ノ條々ヲ今ヨリ説明致シマス、諸君ノ御手許ニ修正案ハ配布シテアル筈ト信ジマスノデアリマス、第一條ノ修正ハ主意ニ於

テハ何モ違ヒハゴザイマセヌ、サリナガラ法文トシテハ此修正ノ如ク致シタ
方ガ單簡ニモアリ且ツ明瞭ニモアラウト云フ考テ委員デハ斯ノ如ク修正シマ
シタ、原案デ見マスルト要案ノ本郭砲臺砲臺水雷砲所其他ニ依ツテ書イテ
アリマシタ、フノ要案地帯ニ此案ハ元來要案地帯法案デアルニ依ツテ地帯
トハドモ云フヲ要案地帯ト云フコト第一ニ茲規定シタル方ガ極分リ宜ク
モアリ、又此所ガ此法律ニ在テハ要案ノ何物ト云フコトヨリモ地帯ノ何物ト
云フコトヲ明ニスルノ必要デアラウト云フコト即チ要案地帯トハ國防ノ
建設シタル諸般ノ防禦造物ノ周圍ノ區域ヲ云フコト云フコトニ改メシタ
次第デアリマス、ソレカラ第一條ハ是ハ修正シテハアリマセヌケレドモ、チ
ヨット解釋ガ……御解釋ニ御苦ミナサル方モアラウカト思ヒマスカラ序ニ申
シテ置キマスガ第二條ノ各突出部連結スル線ヲ基線トシテト云フコトガアリ
マスガ是ハ突出部ト云フハ臺場ノ或ル一部ハ出、或ル一部ハ引、延シテ居ル、
其出タ所カラ又出タ所ニ線ヲ引イテ之ヲ基線トシテ其先キノ距離ヲ測シタ
デアリマス、各突出部ノ連結ト云フコトハ或ハ解釋ガムツカシイデゴザイ
セウガ、幾ツモアル臺場ヲ連結シタ上デ或ハ解釋ガムツカシイデゴザイ
部ヲ線ヲ引イテ測リタ上デ或ハ解釋ガムツカシイデゴザイ
此臺場ノ距離ヲ測リタ上デ或ハ解釋ガムツカシイデゴザイ
地帯法ノ制限ハ例ヘバ甲ノ地帯ノ第一區乙ノ地帯ノ第二區丙ノ地帯ノ第
三區ト云フヤウナ工合ニ地帯ノ制限ガ生ジテ來ル譯ニナリマス、第三條ノ第
一、此修正ハ全ク意味ニ於テハ全ク變リハアリマセヌ、唯文ヲ逆シマシタ
ノデアリマス、即チ基線ヨリ測シタ云フコト云フ方ヲ上ニシテ基線ヨリ手前
ヲ下ニ置キマス、譯デゴザイマス、何故ニ斯ク修正シタカト云フコト次ニ
第二區第三區ト文例ヲ合ハセマスルタメニ基線ヨリ先キノ幾ラトシタ方ガ却
テ分リ宜カラウト云フ考テ全ク意味ニ於テハ變リハアリマセヌ、ソレカ
ラ第四條ノ修正、第四條ノ註文ニテ居リマス所デアリマス、要案ニ
在テハ要案部司令官ト云フヲ註文ニテ居リマス所デアリマス、是ハ本文ニ直
シマシタ要案ニ在テハ要案部司令官ト云フヲ註文ニテ居リマス所デアリマス、
ト云フコト第四條ノ始ニ要案司令官ト云フヲ註文ニテ居リマス所デアリマス、
令官トアレバ要案部司令官ト云フハ是ハ入ラヌモノデアアル、若シ要
港ニ在テハ要案部司令官ト云フハ是ハ入ラヌモノデアアル、若シ要
在テハ要案司令官ト云フハ是ハ入ラヌモノデアアル、若シ要
ラヌ譯ニナリマス、矢張是ハ要案司令官ト云フ如クニ要案部司令
官ヲ本文ニ入レテ要案ニ在テハ要案司令官ト云フコトヲ除イテ宜カラウト云
スウ云フ主意デ除キマス、ソレカラ第五條、第五條ハ今ノ第四條ノ修正
結果トシテ即チ要案ニ在テハ要案司令官ト云フヲ註文ニテ居リマス所デア
マシタ、ソレカラ第六條、第六條ハ各ノ一字トシテ「準シテ」ト云フ
三文字ヲ除キマス、即チ一行ニ於テハ「各」ニ行ニ於テハ「準シテ」ノ三文字
ヲ除キマス、是ハ唯除ク方ガ宜シ、準シテト云フコトモ別ニイラ
ヌニ依ツテト云フコト全ク是ハ文章ノ修正ニ過ギマセヌ、ソレカラ第七條
第二項デアリマスガ、是ハ修正ハ致シテ居リマス、是モ前ノ突出部トシテ
明シタ如クチヨット解釋ニ餘リ易クナイカラ申上ゲテ置キマスガ此第一區第
二區第三區、一ノ臺場カラ何百間ト云フ範圍ヲ一二三ト云フ風ニ距離ニ依
テ地帯即チ帶ノ如キ形ニ依ツテ置キマセヌ、第七條ノ第二項
ニ在ルノ事實ヲ云フコト第四區ト云フヲ指スモノデアリマス、即チ第三區ノ區域
線ヨリ外方三千五百間以内ノ區域ニ於テ……是ハ實際ニ於テハ第四區ノ如キ
モノデアリマス、ソレカラ第四區トセズニ茲ニ入レタハ第四區ニ當ル所即

チ此第七條ノ第二項ニアル所ノ區域ノ制限ト云フモノヲ餘リムツカシクナイ
ニ依ツテ第四區トシテ第一區第二區第三區第四區ト列記シテ規定スル要モ
ナニト云フヤウナコトデ始カラ茲ニ入レタアルト云フコトデアリマスカラ
序ニ申上ゲテ置キマス、第九條ノ修正、是ハ艦船ト云フコトデアリマスカラ
軍艦ノ「艦」ノ字ヲ削ツテ「船」ノ字ニ加ヘタ、是ハ艦船ト云フコトデアリマス
分議論ガアリマス、議論ノ結果多數決ニ問ヒマシタ所ガ此通即チ修正ニ
ナリマシタ、サリナガラ是ハ奇妙ナ結果デアリマス、艦船ト云フコトデアリマス
ト云フニハ二ツノ異ツタ議論カラ船ト云フ字ニナツタノデアリマス、船ト
ト云フ字ヲ……艦ノ字ヲ削イテ船ト云フ字ヲ加ヘルト云フハ軍艦ハ除イテ只
船、商賣船其他ノ船ノミトスルト云フ意味ヲ以テ艦ノ字ヲ除キ船トシタ
ト云フノガ一種ノ説、ソレカラ他ノ一種ノ説ハ艦ト云フハ船ノ總名デア
ルカラ軍艦モ此中ニ含ンデ居ル、意味ハ全ク相反シテ居リマスガ此二ツノ
説、サリナガラ船ト云フ字句ノ修正ニ於テハ同様デアラカラス、船ト云フ
コトニ改リマシタ、又他ノ一種ノ説ハ即チ原案ヲ維持デアラカラス、其
艦船ト云フ意味ハ異ナルケレドモ船ト云フ中ニハ軍艦ト云フ意味ヲ一
種トシテ軍艦ト云フコトヲ改メマシタ、其説ガ合シマシタ、併シ海軍ノ政府委員
數人制シテ政府委員ハ原案ヲ改メマシタ、而シテ此案ハモウ一ツ奇妙ナ
トニ陸軍ノ政府委員ハ原案ヲ改メマシタ、而シテ此案ハモウ一ツ奇妙ナ
ハ修正ニナツタモ差支ナイヤウナモノデアリマス、本員等ハ原案ヲ維持
意サレタト云フテモ差支ナイヤウナモノデアリマス、本員等ハ原案ヲ維持
シタイト云フ一人デアツテ「艦船」トシテ置ク所ノ原案贊成者ノ一人デア
マシタガ不幸ニシテ斯様ニ修正ニナリマシタ、少數ナルガタメニ斯様ニナ
シタ、ソレカラ是ハ修正デアリマス、第十一條ノ五號「生垣及木造ノ
圍牆」コンナ面倒ノモ宜イモノデアラ、十一條ノ五號ハ除イテ置ク方ガ宜
捨テ、モ燒拾テ、モ宜イモノデアラ、十一條ノ五號ハ除イテ置ク方ガ宜
破レテモ矢張願ツタリ居ケタリセネバ、ナラヌカラハ除イテ置ク方ガ宜
云フ説ガ出マシタガ是ハ少數ノ消滅シマシタ、ソレカラ第十五條ノ修正、第
三號「公園、育樹場」トアル下ノ「森林」ヲ「竹木林」トシマシタ、原案ハ竹
林モ籠メテアツタサウデアリマス、ソレデ「竹木林」トシマシタ、ソレカラ
加ハラヌサウデアリマス、ソレデ「竹木林」トシマシタ、ソレカラ
ハマシタハ桑茶畑ハ耕作地ノ中ニ這入リマセウガ、此所ニ之ヲ書キマシタ
ノハ桑茶畑ハ見望ヲ害シ人馬ノ通行ヲ妨ゲ戰ノ上ニ多少ノ害ヲ爲シマス
矢張是モ制限スル方ノ部ニ入レテ置カヌケレバ實際ニ於テ惡イ、併ナガラ
號ノ所ニ置キマスルカ耕作地ニシテ置カヌケレバ實際ニ於テ惡イ、併ナガラ
ニスル自由ヲ得マスルカ耕作地ニシテ置カヌケレバ實際ニ於テ惡イ、併ナガラ
リマス、ソレカラ第二項ニハ是ハ修正デアリマス、公園、育樹場「杯」ノ中ニ入
ラドウスルカト云フ問ニ答ヘテ政府委員ハソレハ毀壞ノ中ダト云ハレマシ
ガ、ソレハ誤ダト云フ委員會デ取消サレマシタ、即チ毀シタノナイ塗
ハ塗ツタノ誤ダト云フ委員會デ取消サレマシタ、即チ毀シタノナイ塗
罰則ガ少シ輕クハナイカト云フ御含マシタニ申述ベテ置キマス、尙ホ此條ニ於
委員ハ少シ輕クハナイカト云フ御含マシタニ申述ベテ置キマス、尙ホ此條ニ於
ニ根據シタハ陸軍ノ測量ノタメニ建ツル所ノ標ニ附イテノ處分ガアル、ソレ
ノ通デ宜カラウト云フコトデアリマス、ソレカラ第二十七條、是ハ「新設

○男爵小澤武雄君　チヨクト委員長ニ御注意ヲ請フテ置キマスガ今ノ報告ノ間ニ第十八條ノ訴願ノ出來ルコトニ附イテ何等ノ御話モナカッタヤウデスガ、是ハ第十八讀會ノ初ニ於テ政府委員ノ答ガ曖昧デアッタカラ速記録ニモ不明瞭ニ出テ居ル、委員會ニ於テ正誤ガアツテ、全ク訴願ガ出來ルコトニ明瞭ニ答ガアツタノデアリマスカラ、此委員會ハ速記録ガナイカラ、先達テノ本會ノ速記録ト違フテ居ル所ヲ一應御報告ニナツテ置キタイト思ヒマス

○子爵曾我祐準君　是ハ全ク落シマシタ十八條ニ附イテ政府委員ガ第一讀會ノ始ニ訴願ノコトニ附イテ説明サレタノハ誤デアツタト云フコトヲ委員會ニ於テ取消サレマシテ訴願ガ出來ルコトデアルト説明サレマシタ、是ノ取消ヲ今小澤男爵ノ注意ニ依ツテ政府委員ガ説明ヲ取消サレタコトヲ申シテ置キマ

左様デアリマスカ
 ○子爵曾我祐準君 先刻申シタ通塗抹シタコトハ是ハ含ンデ居ラヌト云フコトデ取消サレマシタ、ソレデ宜シウゴザイマスカ
 ○高橋喜惣治君 塗抹ハ含ムト云フコトヲ取消サレマシタノデスナ
 ○子爵曾我祐準君 毀壞ノ中ニ塗抹ハ這入ッテ居ラヌト云フコトニ説明ヲ改メテレマシタ、分リマシタカ
 ○高橋喜惣治君 分リマシタ、サウスルト塗抹ト云フコトヲ爰ニ掲ゲズニアルカラソレハ罪ニナラスコトニナリマスナ
 ○子爵曾我祐準君 此法文ノ此所ニハアリマセヌ、此第二十六條ノ中ニハ何等ノ制裁ヲ與ヘテゴザイマセヌ
 ○高橋喜惣治君 ソレハ分ッテ居リマスガ、是ハ別物ト云フコトデゴザイマスカ
 ○子爵曾我祐準君 サウデス
 ○男爵有地品之允君 今第九條ノ船舶ト云フコトニ階イテ御尋ノアリマシタノニ委員長ノ御答ガ十分ナラヌト思ヒマスルカラ私ハ委員ノ一人デ殊ニ船舶ト云フコトニ修正スルコトヲ主張シタ一人デアリマスカラ其コトヲ一言述べタウゴザイマス

○議長(公署近衛篤磨君) 質問デハナイノデアリマス
○男爵有地品之允君 御答辯ガ足ラヌヤウニ思ヒマス
○子爵曾我祐準君 サウスルト此所ニ居ルノデアリマス
スカ、此所デ御答ヲ要スルコトデゴザイマス此所ニ居リマス、私ノ答辯
ノ入ラヌコトデアリマスレバ下ガラウト思ヒマスガ

○男爵有地品之允君 御答辯ハ要シマセヌ
○男爵小澤武雄君 有地君ノハ一ノ御説トシテ御述ニナルヤウニシタイト思
ヒマス、委員長ノ報告ガ足ラナカッタト云フテ委員ノ一人ガ補フト先達
モアッタヤウデアリマスガ際限ガナイカラドウカサウ願ヒタイト思ヒマス
○議長(公署近衛篤磨君) 今小澤男爵ノ云ハレル通デアリマシテ此間モ一度
サウ云フ例ガアリマス、資格審査ノトキニサウ云フコトガゴザイマシタ、
委員長ノ報告シタ後ニ委員中カラ又報告ヲ追加サウスルト云フ姿ノコトハ甚ダ
困ルノデアリマスカラアナタ一個ノ御意見トシテ御述ニナルヤウニ願ヒタイ
○男爵有地品之允君 全ク意見デハナイ、アノ法文ハドウナツテ居ルカト云
フ御尋ニ對シテ御答辯ガ足ラナイヤウニ思ヒマスカラ……

○議長(公署近衛篤磨君) ツレハアナタノ方ハサウデゴザイマセウガーノ意
見トシテ議長ノ方デハ認メルノデアリマス
○男爵有地品之允君 然ラバ意見デモ宜ウゴザイマスカラ今述ベテモ宜ウゴ
ザイマス

○議長(公署近衛篤磨君) 質問ニ答ヘヤウト云フノデアリマス
○男爵有地品之允君 今鍋島子爵ノ御問ヒノアッタコトニ附イテ他ノ法文ニ
ハドウナツテ居ルカト云フ御尋ノヤウデアリマシタガ、其答辯ガ足ラナカ
タヤウニ思ヒマスカラ……

○議長(公署近衛篤磨君) 意見ナレバ宜ウゴザイマス
○男爵有地品之允君 他ノ法律ニ附イテ船舶ト云フコトヲ段々取調ベテモ見
マシタガ決シテ總テノモノガ一定シテ居ラヌデアリマス、段々例ヲ調ベテ
見ルト此條約杯ニハ「船舶」ト書イテサウシテ軍艦ガ含シテ居ルト云フ方ガ寧
ロ多イ方ニナツテ居リマスカラ此コトヲ一言申述ベマス
○子爵曾我祐準君 今ノ有地サシノハ甚ダ變ニ思ヒマス、條約ト法律トハ違
ヒマスヨ、法文ニ就イテノ話デス、條約ニ就イテト云フコトハ誰モ問ヒマセ
ヌ、私ハ先刻法文ニ就イテト云フ御問ガアリマシタカラ法文ニ就イテノ返答
ヲシタヌ、條約效能ハ法文ニ似タモノデアリマセウガ法文ト條約トハ全ク
別物デスヨ

○男爵有地品之允君 法文ニモアリマス、條約ハ例ニ申シタノデアリマス
○子爵三島彌太郎君 私人委員ノ御方ニドナタニデモチヨット伺ヒタイノダ
スガ此十五條ノ修正ノ第三ノ所ニ「及桑茶畑」ト云フコトガ加ヘテゴザイ
マスガ、是ハ第四ノ「耕作地」ト云フ中ニ解釋ニ依ッテハ含メル譯ニハ往カヌ
モノデアリマス、若シ桑茶畑ガ之ニ含マレルト云フ例ハ極ニ稀ト云フ
ヤウナモノハ茶ト同ジ位ナ高サ或ハモット高クモナリマスガ、同ジ性質ノモ
ノト思ヒマスガ是等ハドウ云フコトデアリマシタカドナタデモ宜シウゴザイ
マスガ委員ノ方ニチヨット伺ヒマス

○子爵曾我祐準君 極ニ稀ノ説ハ委員會デハ出マセヌデシタ、併シ極ニ稀ハ
極ク柔イモノデ馬ナゾニハ格別邪魔ニナラヌデアラウハ又拔クノモ容易イモ
ノデ切拂フニハ樂ナモノデアリマス、桑茶畑ハサウハキマセヌ、桑畑ハ
育テヤウデアアル、或ル育テヤウニ依ッテハ極ク樂ニモ拔ケルシ又或ル育テヤ
ウニ依ッテハ鋸ヲ持ッテ來ヌトイカヌト云フヤウニモナル、ツレカラ見望ラ

害スルコトガ餘程酷イデス、桑ナゾハ先ガ見エマセヌカラ、ソコデ其理由ヲ
以テ「桑茶畑」ダケヲ加ヘタノデアリマス、ツレカラ又耕作地ト云フ中ニハ含
シテ居ラウケレドモツレハ此四號ノ耕作地ノ中ニ含ムト見ルト耕作地ガ耕作
地ニ變ズルノデアリカラ此法律ニ謂フ所ノ變更トハ見ルト出カナイノデ
ゴザイマス、ツレ故ニ三號ニ加エタト云フコトハ御了解ニナリマセウ

○子爵三島彌太郎君 分リマシタ
○水野連君 私人委員長ニ御尋致スヨリ政府委員ニ御尋致シタ方ガ宜カラウ
ト思ヒマス、矢張今ノ九條ノ船舶ノコトデアリマスガ、是ハ一讀會ノ節ニ本
員モ疑フ生シテ質問致シタトキニ政府委員ノ御答ニ軍艦ハ二百五十間以內ニ
寄ル氣遣ハナイト云フ御答辯デアリマシタカラ艦船ト云フノハ船舶ト云フ意
味デアルト云フコトニ今日マデ本員ハ承知シテ居リマシタ、然ルニ委員長ノ
御報告デハ委員會デモ矢張艦船ノ意味ニ就イテ議論ガアッタヤウデアリマス
ガ政府ノ立案ノ趣旨ハ艦船ト云フノハ軍艦及船舶ト云フ意味デアアルヤ否ヤ
ト云フコトヲ先以テ御尋致シタイ、サウシテ又委員會ニ於テ船舶ト修正サレタ
ノハ本員ノ大ニ満足スル所デアリマスガ若シ此中ニ軍艦ヲ含ムト云フ趣意デ
アルナラバ修正セヌ方ガ宜イヤウニ思ヒマス、當局者ノ御見込ハ船舶トスレ
バ軍艦ハ這入ルトカ這入ラヌトカ又原案ノ趣意ハ軍艦モ這入ッテ居ルカ居ラ
ナカッタカト云フコトヲ明瞭ニ御答辯ヲ願ヒタイ、陸軍ノ政府委員ト海軍ノ
政府委員ト説ガ違フタト云フコトハ甚ダ本員ノ取ラヌ所デ、政府委員トシテ
ハ説ノ違フ答ハナイト思ヒマス、一言デ宜シイガ御答辯ヲ願ヒマス

(政府委員齋藤實君演壇ニ登ル)
○政府委員(齋藤實君) 唯今ノ水野君ノ御問ニ對シマシテ御答ヲ致シマス
ル、艦船ト云フコトニ就キマシテハ第一讀會ノ時申上ゲマシタ通デゴザイマ
ス、而シテ船舶ト改マリマスレバ軍艦ハ法文ニ於テ其中ニ包含ヲ致シマセヌ
コト、御了解ヲ願ヒマス

○田中芳男君 唯今諸君ノ御質問答辯ニ依リマシテ本員ノ不審ニ思ヒマシタ
所ハ稍々了解シマシタガ尙ホ一二箇所御尋致シタウゴザイマス、是ハ方々ニ
飛シテ居リマスルガ唯今三島子爵カラシテ御質問ニナツタコトニ就キマシテ
ハ本員モ少シ疑ガゴザイマス、何故ト申シマスルト極、諸ト云フ三島子爵カラ
ノ御質問デゴザイマシタガ、極ト云フモハ植エテカラ二年乃至五年經テ漸ク
下カラ伐ルモノデ年々伐ルモノデハナイ、ツレ故ニ三年五年ノ後ニナリマス
餘程大キクナリマス、又諸ハ桑ト同シヤウニ毎年下カラ刈リマスカラ刈タト
キハ宜シウゴザイマスガ、刈ラヌトキニハ桑ト同ジコトデ桑ヨリ少シ大キイ
姿ニナツテ居リマスガ之ヲ構ハヌト云フコトハ私ニハ合點ガ參リマセヌ、併シ
ツレデ宜イト云フ政府委員ノ御考ナラバ、ツレデ宜イト云フ政府委員ノ御
答ノ御陳辯ヲ煩シタイ、モウ一ツ伺ヒマス、ハ、是ハ特別委員ノ修正ノ所デ
ハゴザイマセヌガ、併シ先刻委員長カラ御陳述ガゴザイマシタ一ツデ第七條
ノ二項ニ「二千五百間以內ノ區域」トアリマスルガ、此三千五百間ト云フコト
ハ海ニモアレ陸ニモアレドチラモ三千五百間ト云フ區域デアラウト思ヒマス
ガ然ラバ榜杭デモ立ッテ是カラ中二千五百間ダゾト云フ目標ガ立ッコトデ
ゴザイマス、其邊ハ如何ナモノデゴザイマスカ伺ヒマス

(政府委員中村雄次郎君演壇ニ登ル)
○政府委員(中村雄次郎君) 唯今ノ御尋ハ海ノ上ニハ杭ヲ立テルカドウスル
カト云フ斯ウチヲ御尋デアッタコト思ヒマスガ

○田中芳男君 海ニモ陸ニモデカト思ヒマス
○政府委員(中村雄次郎君) 陸ニハ杭ヲ立テマシテサウシテ是カラガ其境デ
アルト云フコトヲ表シマス、海ハ岸ニ立テマシテ是カラドノ方向ニ向ッテ云

云ト云フコトヲ其處ニ掲ゲマス積デゴザイマス、海ノ深イ所ヘ杭ヲ立テルト
云フコトハ實際ニ於テ出来マセヌ譯デゴザイマス、而シテ實際海ニ於テノ害
ト云フモノハ海ニ於テ水面ト云フモノヲ之ヲ寫真ニ取リマスル若クハ圖ニ取
リマスル申シタル所ガ水面デゴザイマスガ此三千何百間ト云フ内ノ圖ニ取
就イテハ水面ニ於テハ大イナル害ハゴザイマス、陸地ノ方ハ今申上デマシ
タヤウニ岸ノ所ニ於テ是カラドノ方向ニ向テト云フコトヲ記シマスルノミ
デゴザイマス、唯今ノ海デゴザイマスガ、海ニハ成ル程水面ヲ寫真スルヤウ
ナコトハゴザイマス、軍艦杯モ其區域内ナラハ寫真ニ取ラレヌト云フ譯ニナ
ラウト思ヒマスガ其處ヲ併テ御尋申シテ置キマス
○政府委員(中村雄次郎君) 此區域内ニ於テハ何物モ寫真スルコトハ出来
ナイト云フ趣意デハゴザイマス、即チ其地面ノ形状等ヲ寫真スルコトハ
出来マセヌ、其以內ニ在ルモノハ寫真ガ出来ヌト云フ趣意デハゴザイマス
又、又……

(子爵曾我祐準君發言ヲ求ム)

チヨット私ガモウ一言申シタウコザイマス、陸軍ノ即チ本官同意シ難イ
申シタノハ此地帶法案即チ要塞ノ兵備ノ上カラシテ此艦船ノ取締ヲ付ケヤウ
ト云フ法案デゴザイマス、其本案ニ附キマシテ此艦船ハ少シモ取締法ガナ
イト云フコトハ甚ダ不満足デアル、軍艦ト雖モ此禁令ダケハ設ケテ置キタイ、
即チ茲ニ艦船トアリマス、ハ軍艦及普通船舶ト云フコトヲ原案ニ指シマシ
マナイト云フコトハ明ニ分テ居リマス、軍艦ト云フコトハ此禁令ニハ這入
ラナイ、即チ軍艦ハ自由デアルト云フコトハ少シモ要塞取締法ヲ設ケラレ
上ニ於テ不十分ト思ヒマス、故ニ成ル程軍艦ト入レテ艦船ト致シテ置カレ
イトスウ望ミタ次第アリマス、故ニ成ル程軍艦ト入レテ艦船ト致シテ置カレ
○子爵曾我祐準君 中村君ノ唯今ノ御説明ハ甚ダ困リマス、現ニアナタハ艦
船ト云フコトヲ御主張ナステ、今モ其處デ艦船ト云フコトヲ主張ナステ
居ルデヤアリマス、海軍次官ハ委員ノ修正ニ異存ハナイト現在言ハレ
タ、アナタハ原案ヲ主張ナサレテ海軍ノ委員ハ修正ニ同意ハナイト仰
ヤレバ既ニ説ガ違フコトヲ主張ナサレテハアリマス、是ハ驚キ入ッ、アナタハ
今モ現在艦船ト云フコトヲ主張ナサレテ原案ヲ維持サレテ居ル、サウシテ海
軍ノ方ト説ガ違フコトヲ主張ナサレテハ、海軍次官ハ何處マデモ修正セ
不同意ハナイト言ハレタ、現ニ言ハレタ、アナタハ御席デアッタカ知リマ
スガ現ニ言ハレテ開イテ居ル、多分副委員長モ其時居ッタカ知リマシ
ルデ、副委員長ニ開カレタモ宜イ、アナタハ今モ原案ヲ主張ナサレ、海軍
ノ政府委員ハ其席ニ於テ不同意ハナイト現在言ハレタ、アナタハ其意ヲ得
開キニナッタラ分ル委員長ガ嘘ヲ言ッタヤウニ言ハレルノハ甚ダ其意ヲ得

ス、甚ダ驚入ッタコトデアル
○政府委員(中村雄次郎君) 本官ガ原案ヲ主張シタノハ唯今申シタ通ノ次第
デゴザイマス、海軍ノ委員ガ同意デアルト云フコトハ本官ハ其處ニ明言サレ
タコトヲ承リマス、其コトヲ申シマシタ
○子爵曾我祐準君 先刻申シマシタ處ノ二ツノ主意ガ違フ
所ノ辯明ハ最早致シマセヌ、此艦船ノ字ヲ置クト置カヌト、軍艦ヲ除ク
ト除カヌト、附イテハ多少ハ外ニ交關コトデアル、寧ロ此議場デ議論
ナシニ通シタイト思ヒマシタガ、委員ノ中カラ斯ノ如キ言ガ出マスルト私ハ
委員長ノ職務デ或ハ盡サヌカト云フ疑ガアルニ依ッテ據テ審ニ申シマス、
第九條ノ軍艦ヲ除ク、此軍艦ト云フモノハ如何ナルモノヲ指サカト云フト全
ク外國軍艦ヲ指サカト云フモノハ如何ナルモノヲ指サカト云フト全
ク、御覽下サイ、二十條ニ「本章ノ禁止及制限ハ陸海軍又ハ陸海軍官廳ノ行
動又ハ施設ニ對シテハ之ヲ適用ス」然ラバ外國軍艦ハ或ハ規定ノ中ニ或ハ距離ノ中
ニ這入レバ處分シナケレバ然ラバ外國軍艦ハ或ハ規定ノ中ニ或ハ距離ノ中
十二條ニ「第九條ノ禁ヲ犯シタル者ハ十一日以上一年以下ノ重禁錮」云々ト

○子爵曾我祐準君 前ニ報告シタクハアリマシタケレドモ、是ハ少シ願慮ス
ル所ガアツテ態ト報告致シマセヌデシタ、併ナガラ委員ノ一人トシテ詳シク
報告ヲ希望サレマス、最早致方ハナイト思ヒマス、依ッテ今一應報告致シ
マス

(子爵曾我祐準君演壇ニ登ル)
○子爵曾我祐準君 先刻申シマシタ處ノ二ツノ主意ガ違フ
所ノ辯明ハ最早致シマセヌ、此艦船ノ字ヲ置クト置カヌト、軍艦ヲ除ク
ト除カヌト、附イテハ多少ハ外ニ交關コトデアル、寧ロ此議場デ議論
ナシニ通シタイト思ヒマシタガ、委員ノ中カラ斯ノ如キ言ガ出マスルト私ハ
委員長ノ職務デ或ハ盡サヌカト云フ疑ガアルニ依ッテ據テ審ニ申シマス、
第九條ノ軍艦ヲ除ク、此軍艦ト云フモノハ如何ナルモノヲ指サカト云フト全
ク外國軍艦ヲ指サカト云フモノハ如何ナルモノヲ指サカト云フト全
ク、御覽下サイ、二十條ニ「本章ノ禁止及制限ハ陸海軍又ハ陸海軍官廳ノ行
動又ハ施設ニ對シテハ之ヲ適用ス」然ラバ外國軍艦ハ或ハ規定ノ中ニ或ハ距離ノ中
ニ這入レバ處分シナケレバ然ラバ外國軍艦ハ或ハ規定ノ中ニ或ハ距離ノ中
十二條ニ「第九條ノ禁ヲ犯シタル者ハ十一日以上一年以下ノ重禁錮」云々ト

○子爵曾我祐準君 前ニ報告シタクハアリマシタケレドモ、是ハ少シ願慮ス
ル所ガアツテ態ト報告致シマセヌデシタ、併ナガラ委員ノ一人トシテ詳シク
報告ヲ希望サレマス、最早致方ハナイト思ヒマス、依ッテ今一應報告致シ
マス

(子爵曾我祐準君演壇ニ登ル)

○子爵曾我祐準君 前ニ報告シタクハアリマシタケレドモ、是ハ少シ願慮ス
ル所ガアツテ態ト報告致シマセヌデシタ、併ナガラ委員ノ一人トシテ詳シク
報告ヲ希望サレマス、最早致方ハナイト思ヒマス、依ッテ今一應報告致シ
マス

デハゴザイマセヌ、（各々）ナケレバナラヌ、ツレガ困リマス、先刻申ス通船舶ト云フ字ニナッタノハ二ツノ趣意デナツタンデアリマス、文字ノ變タ所ハ二ツノ趣意デナツテ居リマス、ツレデ序ニ申シマスガ、本員等ハ何處マデモ軍艦ヲ入レテ置イテサウシテツレガ禁ヲ犯シタトキハ外交ノ手段ヲ以テ相當ナル處分ニナルコトヲ外國ノ公使ニ請求スル、斯ノ如クシテ置ケバ軍艦ヲ入レテ何ノ支ヘモカイ、又我軍事上ノ臺場ヲ造ツテ置イテツレヲ外國ノ軍艦ガ見テ宜イ、日本人ハ入ルコトハナラヌト云フヤウナ禁令ノ下ニ居ル所ガ外國ノ軍艦ガノツノ來テ二三艘其處へ來テ錨ヲ入レテモ宜イト云フヤウナコトハ極ク體面上宜シタルマ

府委員ノ説明ニ私ハ初カラ一言モ反對セシメヌ、又此船舶ト云フコトニ變
リマスレバ無論軍艦ハ包含セヌト云フ致シマセヌ、又此船舶ト云フコトニ變
通ト心得テ居リマス、決シテ御同意ヲ申上ゲタト云フ事ハ明言ハ致シマセヌ、
又海軍大臣ト曾我子爵トノ御話ノ事ニ就キマシテ委員會デモツレニ關聯シマ
シタ一ノ私ノ辯明ハ致シマシテゴザイマスカラ或ハサウ御聽取ニナリマシタ
カ知レマセヌガ、ツレハ全ク海軍大臣ハ斯ウ云フ考デ申上ゲタラウト云フコ

トヲ兩回程詳シク申上ゲマシタ、決シテ私ハ御同意ヲ申上ゲタ譯デハナカッ
タノデアリマス修正ニ附イテハ一言
○子爵會我祐準君 三島サシマガ船泊ト云フ修正ノ成立ツ
時分ニ格別不同意ハセヌト云フコトヲ仰ツシヤッタ、斯ウナツテモ不同意ト云
フコトヲ主張セヌト仰ツシヤッタ
○政府委員(齋藤實君) 大臣ノ説明ニ續イテ艦ノ字ガナクナツタラドウカト
云フ御話ガ出マシタトキニ斯ウ云フコトガ起ルト云フコトヲ申上ゲマシタ
○子爵會我祐準君 ソレデゴザイマスカ海軍艦ノ字ヲ除イテモ軍艦ヲ入
レテ置カケレバナラヌト思ヒマシタガ海軍艦ヲ除イテ船舶トナツテ
モ不同意ハナイト云フコトヲ一遍仰ツシヤッタ
○政府委員(齋藤實君) ソレハ前ノトキニ申上ゲマシタガ修正ニナリマシタ
後ニハ一言モ申シマセヌ
○子爵會我祐準君 修正ニナル前デナケレバソレハ云フテモ效ハナイ
○議長(公爵近衛篤磨君) 他ニ御質問モナクバ本案ヲ第二讀會ニ移スヤ否ヤ
ノ案ヲ採リマス
○子爵三島潤太郎君 先程政府委員カラマダ答ガナイノデゴザイマスガ、ソ
レハ田中サンカラ御尋ニナツタノデアリマスルガマダ差支ナイトモ何トモ政
府委員カラ御答ガナイヤウデアリマス
○子爵會我祐準君 三島サン其條ニ行ツテカラデドウデス
○子爵三島潤太郎君 ソレデモ宜シウゴザイマス
○議長(公爵近衛篤磨君) 本案ヲ第二讀會ニ移スベシトスル諸君ノ起立ヲ請
ヒマス

起立者 多數
○議長(公爵近衛篤磨君) 過半數ト認メマス
○子爵會我祐準君 議事日程ヲ變更サレテ直ニ第二讀會ヲ開カレンコトヲ希
望シマス
○子爵小笠原壽長君 贊成
○議長(公爵近衛篤磨君) 御異議ハゴザイマセヌカ
○議長(公爵近衛篤磨君) 然ラバ第二讀會ニ移リマス、第一條

(小原書記官朗讀)
第一條 要塞ノ本郭、堡壘、砲臺、水雷衛所其ノ他國防ノ爲建設シタル諸
般ノ防禦營造物ヲ總稱シテ國防用防禦營造物ト謂ヒ其ノ周圍ノ區域ヲ要
塞地帶ト名ク
(特別委員修正案)
第一條 要塞地帶トハ國防ノ爲建設シタル諸般ノ防禦營造物ノ周圍ノ區域
ヲ云フ
○子爵由利公正君 人數ニ御差支ガアリマセヌケレバ委員會ヲ開キタウゴザ
イマス
○議長(公爵近衛篤磨君) 由利子爵ノハ何委員デゴザイマスカ
○議長(公爵近衛篤磨君) 宜シウゴザイマス
○子爵由利公正君 ソレデハドウゾ臺灣銀行ノ御方ハ御願致シマス
○議長(公爵近衛篤磨君) 第一條、委員會ノ修正ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒ
マス

起立者 多數
貴族院議事速記第二十五號

○議長(公爵近衛篤磨君) 過半數ト認メマス、次ハ第二條
第二條 要塞地帶ノ幅員ハ防禦營造物ノ各突出部ヲ連結スル線ヲ基線トシ
此ノ線ヨリ外方一定ノ距離以內ニ於テ之ヲ定ム
○議長(公爵近衛篤磨君) 御異議ガナクバ原案ニ決シマス
(異議ナシト呼フ者アリ)
○議長(公爵近衛篤磨君) 第三條
(小原書記官朗讀)
第三條 要塞地帶ハ陸地ト海面ト問ハス之ヲ三區ニ分チ各區ノ幅員ハ左
ノ區別ニ從ヒ陸軍大臣之ヲ定メ之ヲ告示ス其ノ之ヲ變更スル場合亦同
シ但シ陸軍防禦營造物ノ地帶及第七條第二項ノ區域カ海軍防禦營造物ノ
地帶及第七條第二項ノ區域ト相關聯スルカ或ハ軍港要港又ハ海軍用地ニ
係ル場合並陸軍用地カ海軍防禦營造物ノ地帶及第七條第二項ノ區域ト相
關聯スル場合ニ於テハ陸軍大臣海軍大臣協議ノ上之ヲ定メ連署シテ告示
ヲ爲スコトヲ要ス
(特別委員修正案)
第三條 要塞地帶ハ陸地ト海面ト問ハス之ヲ三區ニ分チ各區ノ幅員ハ左
ノ區別ニ從ヒ陸軍大臣之ヲ定メ之ヲ告示ス其ノ之ヲ變更スル場合亦同
シ但シ陸軍防禦營造物ノ地帶及第七條第二項ノ區域カ海軍防禦營造物ノ
地帶及第七條第二項ノ區域ト相關聯スルカ或ハ軍港要港又ハ海軍用地ニ
係ル場合並陸軍用地カ海軍防禦營造物ノ地帶及第七條第二項ノ區域ト相
關聯スル場合ニ於テハ陸軍大臣海軍大臣協議ノ上之ヲ定メ連署シテ告示
ヲ爲スコトヲ要ス

第一區 基線ヨリ測リ二百五十間以內及基線ト防禦營造物間ノ區域
第二區 基線ヨリ測リ二百五十間以內
第三區 基線ヨリ測リ二百五十間以內
○議長(公爵近衛篤磨君) 委員ノ修正ニ御異議ハゴザイマセヌカ
(異議ナシト呼フ者アリ)
○議長(公爵近衛篤磨君) 修正ニ決シマス、次ハ第四條、是ヨリ朗讀ハ省略
シマス
(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載録ス以下之ニ倣フ)

第四條 要塞司令官鎮守府司令長官(要港ニ在テハ)及築城部本部長ハ要塞地
帶ヲ劃スル爲其ノ他必要ト認ムル場合ニ於テハ部下官僚ヲシテ要塞地帶
內及第七條第二項ノ區域內何レノ地ヲ問ハス出入セシムルコトヲ得但シ
陸海軍用地內ニ出入セシメントスルキハ互ニ當該官廳ノ承認ヲ經ヘシ
(特別委員修正案)
第四條 要塞司令官鎮守府司令長官要港部司令官及築城部本部長ハ要塞地
帶ヲ劃スル爲其ノ他必要ト認ムル場合ニ於テハ部下官僚ヲシテ要塞地帶
內及第七條第二項ノ區域內何レノ地ヲ問ハス出入セシムルコトヲ得但シ
陸海軍用地內ニ出入セシメントスルキハ互ニ當該官廳ノ承認ヲ經ヘシ
○議長(公爵近衛篤磨君) 第四條委員ノ修正ニ御異議ハゴザイマセヌカ
(異議ナシト呼フ者アリ)
○議長(公爵近衛篤磨君) 第五條
第五條 陸軍防禦營造物ノ地帶及第七條第二項ノ區域ニ關聯セサル海軍防
禦營造物ノ地帶及第七條第二項ノ區域內ニ關シテハ此ノ法律ニ規定スル
陸軍大臣ノ職務ハ海軍大臣之ヲ行フ要港司令官ノ職務ハ鎮守府司令長官
要港ニ在テハ要港部司令官之ヲ行フ

第二讀會

〔政府委員中村雄次郎君演壇ニ登ル〕

中村君二千三百

委員（中村雄次郎君）

委員(中村雄次郎君

元義事忠巴暴等二

○ 別ナシト云フ意味云

トヲ言フト却ツテ

アルマイト思ヒマス

○議長（公爵近衛篤実）

第十一條 第一區

Page 1 of 1

第十二條 第二區内ニ於テ要塞司令官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ新設スルコトヲ得サルモノ左ノ如シ

一 不燃質物ヲ以テ築造セル家屋及倉庫

二 埋葬地

第十三條 第一區第二區内ニ於テ要塞司令官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ屋内ト屋外ト問ハス累積スルコトヲ得サルモノ左ノ如シ

一 第一區内ニ於テハ高サ五尺、第二區内ニ於テハ高サ八尺以上ニ累積スル不燃質物及石炭類

二 第一區内ニ於テハ高サ一丈三尺、第二區内ニ於テハ高サ一丈七尺以上ニ累積スル薪炭及竹木材

第十四條 第一區第二區内ニ於テハ要塞司令官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ家屋倉庫及諸般ノ築造物ヲ改築増築スルコトヲ得ス

(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(公曾近衛篤磨君) 御異議ガナケレバ原案ニ決シマス、次ハ第十五條第十五條 各區内ニ於テ要塞司令官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ新設若ハ變更スルコトヲ得サルモノ左ノ如シ

一 地表ノ高低ヲ永久ニ變更スル土工即チ堆土、開鑿等

二 溝渠、鹽田、排水及灌水

三 公園、育樹場、森林及菓園

四 耕作地

(特別委員修正案)

第十五條 各區内ニ於テ要塞司令官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ新設若ハ變更スルコトヲ得サルモノ左ノ如シ

一 地表ノ高低ヲ永久ニ變更スル土工即チ堆土、開鑿等

二 溝渠、鹽田、排水及灌水

三 公園、育樹場、竹木林、菓園及桑茶畑

四 耕作地

(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(公曾近衛篤磨君) 御異議ガナケレバ委員ノ修正ニ決シマス、次ハ十六條第十六條 各區内ニ於テ陸軍大臣ノ許可ヲ得ルニ非サレハ新設若ハ變更スルコトヲ得サルモノ左ノ如シ

堤塘、運河、道路、橋梁、鐵道、隧道、永久棧橋

第十七條 本章ノ禁止制限ハ違背シ新設改築増築變更シタル家屋倉庫其ノ他ノ築造物又ハ累積物等ハ違背者ヲシテ期限ヲ定メテ之ヲ除去セシメ地形ノ變更ニ係ルモノハ之ヲ復舊セシメ期限内ニ除去復舊セサルトキ若ハ其ノ期限内ニ終了スルノ見込ナキトキ又ハ其ノ方法宜シキヲ得サルトキハ官廳ニ於テ自ラ之ヲ執行シ又ハ第三者ヲシテ之ヲ執行セシメ其ノ費用ヲ義務者ヨリ徵收スルコトヲ得

前項義務者ニ於テ負擔スヘキ費用ハ國稅ノ滞納處分ニ關スル規定ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得但シ政府ハ國稅ニ次キ先取權ヲ有ス

本條ノ處分ハ第十六條ノ違背者ニ就テハ陸軍大臣之ヲ爲シ其ノ他ノ違背者ニ就テハ要塞司令官之ヲ爲スヘシ

第十八條 地帶ノ禁止制限ニ關シ官廳ノ處分ニ服セサル者ハ其ノ處分ニ就テノ告示又ハ通達ヲ受タル日ヨリ三十日以内ニ陸軍大臣ニ訴願スルコトヲ得但シ訴願中處分ノ執行ヲ妨ケス

第十九條 陸軍大臣ハ場合ニ依リ或區域内ニ限リ特ニ本章禁止制限ノ全部若ハ一部ヲ解除スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ解除ノ事項及其ノ區域ヲ告示スルヲ變更スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ解除ノ事項及其ノ區域ヲ告示スルヲ變更スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ解除ノ事項及其ノ區域ヲ告示スルヲ變更スルコトヲ得

第二十條 本章ノ禁止及制限ハ陸軍官廳ノ行動又ハ施設ニ對シテハ之ヲ適用セス但シ陸軍防衛營造物ノ地帶及第七條第二項ノ區域ニシテ海軍防衛營造物ノ地帶及第七條第二項ノ區域ト相關聯スル場合若ハ軍港要港又ハ海軍用地ニ係ル場合並陸軍用地カ海軍防衛營造物ノ地帶及第七條第二項ノ區域ト相關聯スル場合ニ於テ該陸軍官廳若ハ海軍官廳カ此ノ法律ニ據クル許可又ハ承認ヲ爲シ若ハ第十九條ノ處分ヲ爲サントスルトキハ陸軍官廳ハ當該海軍官廳ニ海軍官廳ハ當該陸軍官廳ニ協議スルコトヲ要ス

第二十一條 陸軍以外ノ官廳ニ於テ第七條第九條第十一條乃至第十五條ニ掲クル事項ヲ爲サントスルトキハ要塞司令官ノ承認第十六條ニ掲クル事項ヲ爲サントスルトキハ陸軍大臣ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

第三章 罰則

第二十二條 第七條及第九條ノ禁ヲ犯シタル者ハ十一日以上一年以下ノ重禁錮又ハ二圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス第八條ニ依リ要塞司令官ニ退去ヲ命ゼラレ其ノ命ニ從ハサル者亦同シ

第二十三條 第七條及第九條ノ罪ヲ犯サントシテ未ダ遂ケサル者ハ未遂犯罪ノ例ニ照シテ處斷ス

第二十四條 第十條乃至第十三條第十五條及第十六條ニ違犯シタル者ハ二圓以上四十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十五條 第十四條ニ違犯シタル者ハ五圓以上一圓九十五圓以下ノ科料ニ處ス

第二十六條 要塞地帶各區及第七條第二項ノ區域ヲ標示スル爲ニ設ケタル標石、標木、標札ノ類ヲ移轉シ又ハ之ヲ毀壞シタル者ハ十一日以上二月以下ノ重禁錮ニ處シ又ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス其ノ過失ニ出テタル者ハ五圓以上一圓九十五圓以下ノ科料ニ處ス

○田中芳男君 唯今チヨット立チマシタ間ニ十五條ガ濟ミマシタガ……

○議長(公曾近衛篤磨君) モウ濟ミマシタ、十六條ヨリ二十六條マデ御異議ガナケレバ原案ニ決シマス

(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(公曾近衛篤磨君) 次ハ二十七條

第二十七條 要塞地帶創設告示ノ當時新設、變更、改築、増築中ニ係ル家屋倉庫築造物等ニ就テハ其ノ新設、變更、改築、増築ニ限リ此ノ法律ノ禁止制限ヲ適用セス

(特別委員修正案)

第二十七條 要塞地帶創設告示ノ當時家屋倉庫築造物等ノ新設變更、改築、増築中ニ係ルモノハ此ノ法律ノ禁止制限ヲ適用セス

(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(公曾近衛篤磨君) 御異議ガナケレバ修正ニ決シマス、然ラバ是ニテ第二讀會ハ終リマス……イヤ少シ誤リマシタマダアリマシタ、二十八條ヨリ三十一條マデ……

第二十八條 要塞地帶各區及第七條第二項ノ區域ヲ標示スル標石、標木若ハ標札ノ類ヲ建設スル爲ニ要スル敷地ノ買収及使用ニ關シテハ明治二十三年法律第二十三號陸地測量標條例ノ規定ヲ準用ス

三十一條

三十二條

三十三條

三十四條

三十五條

三十六條

三十七條

三十八條

第二十九條 此ノ法律ノ施行ニ關シ必要ナル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
附則

第三十條 此ノ法律ハ軍港規則及要港規則ノ效力ヲ妨クルコトナシ
第三十一條 明治三十一年勅令第七十六號ハ此ノ法律ニ依リ第三條又ハ
第六條ノ告示ヲ爲シタル箇所ニ限リ其ノ效力ヲ失フ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

議長(公衛近衛篤磨君) 然ラバ原案ニ決シマス、是ニテ第二讀會ハ終リマ
ス

○子爵曾我祐準君 直ニ第三讀會ヲ開カレンコトヲ希望致シマス
〔贊成〕ト呼フ者多シ

議長(公衛近衛篤磨君) 直ニ第三讀會ヲ開クニ御異議ハゴザイマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

議長(公衛近衛篤磨君) 然ラバ三讀會ニ移リマス

○田中芳男君 聊カ文字ニ附イテ申上ゲタイコトモゴザイマシタガ最早三讀
會ニナルト一字一點モ申スコトハ出來マスマイカ

議長(公衛近衛篤磨君) 大體ニ附イテノコトハ宜シウゴザイマスガ箇條ニ
附テ修正ハ出來ヌコトニナツテ居リマス

○田中芳男君 ソレデハ已ムヲ得マセヌ
議長(公衛近衛篤磨君) 御異議ガナケレバ原案可決ト認メマス

議長(公衛近衛篤磨君) 然ラバ是ニテ確定致シマシタ、國債ヲ外國ニ於テ
募集スル場合ニ關スル法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、特別
委員長報告

○渡邊洪基君 國債ヲ外國ニ於テ募集スル場合ニ關スル法律案委員會ノ報告
ヲ致シマス、本案ハ至ッテ簡短ナモノデアリマシテ、詰リ一億七千萬圓
程ノ此所ニ掲ゲテアル公債ヲ内地デ募集コトヲ不便トスル場合ニハ外國
ニ募集スルコトデアリマス、其時ニハ此內國ノ今マデノ實驗上又各國ノ習慣
上我國ノ貨幣即チ我國ノ法律ヲ以テ制定シタル所ノ貨幣制度ニ依ッテ公債ヲ募
ルヨリモ其募集所ノ國ノ貨幣制度ニ依ッテ募集ル方ガ便利ナノデアリマス、即
チ利益アル方法ヲ以テ募集コトガ出來ル故ニ純然タル外國公債ニスルト云フ
コトデ、內國公債ヲ外國デ募集ハナクシテ純然タル外國公債ニスルト云フ
コトノ法案デアリマシテ今日場合已ムコトヲ得ヌコトデ必要ノコト、存ジ
マシテ即チ委員會ハ異論ヲ全會一致ヲ以テ此案ニ贊成致シマシタ、ドウゾ
諸君御贊成アラシムコトヲ希望致シマス

○男爵船越衛君 チョット質問ヲ致シマス、唯今ノ御辯明デハ一億七千萬圓
ト云フ……

○渡邊洪基君 少シ何ガ……一億七千萬圓直ニ募集ルト云フノデハナイノデス
ヨ、此所ニ掲ゲテアル所ノモノヲ合セルトシテ程ニナルノデ即チ法律第四號
ノ鐵道敷設法ソレカラ明治二十九年法律第五十九號ノ事業公債條例及明治二
十九年法律第九十三號ノ北海道鐵道敷設法ニ依ル公債、是ダケヲ合セマス
ト即チ一億七千萬圓程ニナルノデアリマス

○男爵船越衛君 是マデ債金ナノデ繰替テアルノヲ……

○渡邊洪基君 ソレヲ補填スルノデアリマス

○男爵船越衛君 凡ソ利足ハドレ位ノ見込ト云フコトハ御聽キデゴザイマシ
タカ

○渡邊洪基君 ドウモ是ハ愈々募ルトキニナラナケレバ分リマスマイト思ヒ
マスガ、併ナガラ五朱以上ニナラヌコトハ分ッテ居リマス

○男爵船越衛君 五朱以上ニハ……

○渡邊洪基君 ソレハ決シテアリマセヌ

○子爵小笠原壽長君 此法案ハ單簡ナモノデ諸君モ御異存ハナカラウト思ヒ
マスカラ讀會ノ順序ヲ省略スル動議ヲ提出致シマス

○子爵本莊壽巨君 贊成

○子爵錦織敏久君 贊成

○男爵生駒親忠君 贊成

○子爵野宮定毅君 贊成

議長(公衛近衛篤磨君) チョット今質問致シテモ宜シウゴザイマスカ
○子爵曾我祐準君 是ハ勿論横文字デ書クト云フコトハゴザイマセヌガ、其
意味デセウネ

○渡邊洪基君 サウデス

○子爵曾我祐準君 日本字ハ全ク入レナイノデスカ

○渡邊洪基君 日本字モ入レルノデアリマス

○子爵曾我祐準君 磅ニナルコトハ是デ分ッテ居リマスガ日本文字横文字ト
云フコトハ……

○渡邊洪基君 是マデノ外國公債ニモ日本文字ガ這入ッテ居ルヤウデス

○伯爵大原重朝君 讀會省略ニ贊成

○南鄉茂光君 讀會省略ニ贊成

○天春文衛君 贊成

○男爵毛利五郎君 贊成

○松永安彦君 贊成

○山田卓介君 贊成

(11)

醬油稅則中改正法律案特別委員會

委員長 子爵谷 干城君

營業稅法中改正法律案特別委員會

委員長 子爵長岡 護美君

農工銀行法中改正法律案特別委員會

委員長 侯爵細川 護成君

副委員長 子爵堀田 正義君

委員 公爵近衛篤磨君

保護法案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、特別委員長報告

（男爵小澤武雄君演壇ニ登ル）

○男爵小澤武雄君 唯今ハ委員長ガ差支ニ附キマシテ本員ガ代ッテ本案ノ委

員會ノ經過並ニ結果ヲ御報道ニ及ビマス、第二條ニ於テ修正ガゴザイマス、

ソレハ「前項」ト云フ所ヲ「前條ニ依リ下付シタル」ト云フ修正ガゴザイマ

ス、是ハ「前項」ト申シテハ此二條中ニ列記シタル所ヲ指スガ如クニ見エテ

聊カ嫌ガアルカラ即チ「前條ニ依リ下付シタル」ト改メ即チ此本案ノ第一條

ニアル所ノコトヲ申シマス、此修正ハ別ニ意味ガアルノデハナイノゴザイマス、

修正ガゴザイマス、此修正ハ別ニ意味ガアルノデハナイノゴザイマス、

レドモ、此管內舊窮民賑恤規則ナゾト申スハ法律デゴザイマス、此所ニ

法律ノ文中ニ掲ゲルノハ穩デアルマヽ依リ「從來ノ成規ニ依リ」云々

ト云フコトニ之ヲ改メタ方ガ適當デアラウト云フコトカラ斯ウ修正ヲ致シマ

シタ、次ニハ第十一條二十五圓以內トアルノヲ二十五圓以下ト修正

シタ、又其以下ノ文ニ「二十五圓」ト云フ上ニ「十一圓以上」ト云フコトヲ加

マシタ、是モ以前ノ法律ニハ此原案ノ通デゴザイマス、近來ハ多ク此

下ノ制限モ加ヘテアル例ニナツテ居ルカラ宜シク加ヘタ方ガ宜カラウト云フ

コトデ是タケノ修正ニナツテ居リマス、其他ハ總テ原案ノ通デアリマス、本

案ニ附キマシテハ第一讀會ノ始ニ於テ政府委員カラモ此提出ノ理由ハ説明ニ

ナリ質問ニナツテ御分リニナツテモ居リマス、理由書ニモゴザイマス、通テ委
員會ニ於テハ必要ナ法案トシテ修正ノ外ハ原案ヲ可決シタ譯デゴザイマス、
隨分簡單ナ法案デゴザイマス、カラ何卒讀會ヲ省略ニナツテ速ニ御決シニナラ
ンコトヲ望ミマス

○男爵西五辻文仲君 贊成
○男爵玉松眞幸君 贊成
○伯爵坊城俊章君 贊成
○伯爵勸修寺顯允君 贊成
○湯地定基君 贊成
○子爵本莊壽巨君 贊成
○子爵小笠原壽長君 贊成
○鳥越貞敏君 贊成
○南郷茂光君 贊成
○子爵錦織教久君 贊成
○山田卓介君 贊成
○子爵板倉勝達君 贊成
○菊池長四郎君 贊成
○議長（公爵近衛篤磨君） 讀會省略ハ成立致シマシタ、讀會省略ニ贊成ノ諸
君ノ起立ヲ請ヒマス
起立者 多數

○議長（公爵近衛篤磨君） 三分ノ二以上ト認メマス、全部ヲ問題ニ供シマ

ス、實ハ委員會ノ修正ガアリマス、カラ御異議ガアルト餘程困ルノデアリマス

ガ讀會省略ガ成立シマシタカラ仕方ガアリマセ、委員會ノ修正ニ附イテ決

ヲ採リマス、委員會ノ修正ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長（公爵近衛篤磨君） 過半數ト認メマス、本案可決致シマシタ、外國人ノ

署名捺印及其資力證明ニ關スル法律案、政府提出、第一讀會ノ續、特別委員長

ノ報告

（伯爵勸修寺顯允君演壇ニ登ル）

○伯爵勸修寺顯允君 委員會ノ結果ヲ御報道致シマス、去ル八日ニ委員會ヲ

開キマシタガ、異議モナク全會一致ヲ以テ可決ニナリマシタ、此段御報告

致シマス、就キマシテハ此案モ至極簡單ナ案デアリマス、カラ何卒讀會省略ニ

ナリマシテ可決アラント希望致シマス

○子爵小笠原壽長君 贊成

○男爵南岩倉具威君 贊成

○男爵生駒親忠君 贊成

○伯爵大原重朝君 贊成

○子爵京極高厚君 贊成

○子爵立花種恭君 贊成

○子爵本莊壽巨君 贊成

○中西光三郎君 贊成

○議長（公爵近衛篤磨君） 讀會省略ハ成立シマシタ、本案ニ御異議 ハザイ

マセヌカ

（「異議ナシ」ト呼フ者數名アリ）

○議長（公爵近衛篤磨君） 然ラバ原案可決ト認メマス、次ハ不動產登記法

案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、特別委員長報告

○西村亮吉君 チョット質問致シマス、此特別年限地租増徴ニ關スル法律案ハ取ラヌト云フコトニナル考デゴザイマス、サウスルト特別ノハ取ラヌカ、特別ノハ取ラヌイノデスカ、兩大臣ガ許可ヲシタナラバソレモ取ラヌ、ノデアリマス、ソレヲ特別ニ附加稅ヲセヌト云フコトニナツタ以上ト云フモノハ縱令ドウ云フコトガアツテモ是ニハ五年間ハ附加セヌト云フコトニナリマセウ

○政府委員(深野二三君) 今ノ御尋ハ少シ分リ兼マスガ詰リ増徴シタ租稅ヲ目的ニ取ラナイト云フ法案デアラウト思ヒマス、ソレデ是マデノ地租ニ對シテ取ルト云フコトハソレニ關係ハナイ管デアアルノデアリマス、御分リニナリマシタカ

○議長(公曾近衛篤磨君) 他ニ御質問ガナクバ委員ノ選定ニ移リマス

○子爵小笠原壽長君 此特別委員ノ選舉ハ議長ニ御委託致シマス

(贊成ト述フル者アリ)

○議長(公曾近衛篤磨君) 議長委託ニ御異議ハゴザイマセヌカ

(異議ナシト述フル者アリ)

○議長(公曾近衛篤磨君) 次ニ府縣農事試驗場國庫補助法案、衆議院提出、第一讀會

(小原書記官朗讀)

府縣農事試驗場國庫補助法案

右本院提出案及送付候也

明治三十二年二月六日

衆議院議長片岡健吉

貴族院議長公曾近衛篤磨君

(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載録ス)

府縣農事試驗場國庫補助法案

第一條 府縣農事試驗場ノ事業ヲ獎勵確實ナラシムル爲國庫ハ毎年度金十萬圓ヲ支出シテ其ノ費用ヲ補助スヘシ

第二條 農商務大臣ノ定ムル府縣農事試驗場規程ニ依リ農商務大臣ノ認可ヲ經タル府縣農事試驗場ニ付農商務大臣必要アリト認メタルトキハ之ニ補助金ヲ交付スヘシ但シ一府縣一箇所ニ限ル

第三條 各試驗場ニ交付スル補助金ハ其ノ設立者ノ負擔額ト同額以內ニ限ル

第四條 此ノ法律ニ依リ補助ヲ受クル試驗場ノ設立者ハ補助年期間其ノ試驗場經費ヲ繼續支出スル義務アルモノトス

第五條 試驗場ニ補助金ヲ交付スルハ五箇年ヲ以テ一期トス滿期ノ後尙必要アルトキハ之ヲ繼續スルコトヲ得但シ農商務大臣ニ於テ試驗場ノ管理不適當ナリト認メタルトキ又ハ府縣農事試驗場規程ニ違背シタルトキ又ハ第四條ノ義務ヲ盡スコト能ハサルトキハ補助年期間ト雖モ其ノ補助ヲ廢シ若ハ停止スルコトヲ得

第六條 此ノ法律施行ノ爲ニ必要ナル規則ハ農商務大臣之ヲ定ム

附則

第七條 此ノ法律ハ農商務大臣ノ定ムル府縣農事講習所規程、府縣水產試驗所規程、府縣水產講習所規程ニ依リ農商務大臣ノ認可ヲ經タル府縣農事講習所、府縣水產講習所、府縣水產講習所ニ適用ス

但シ其ノ補助金ハ第一條ニ定ムル金額內ニ於テ支出スルモノトス

第八條 此ノ法律ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行ス

○子爵三島彌太郎君 私ハ一ツ質問ガゴザイマスガ其前ニ說明ガアリマスカ

○議長(公曾近衛篤磨君) 政府委員ガ出テ居リマセヌ、唯今呼ビニ遣シマセウ

○議長(公曾近衛篤磨君) 諸君ニ御諮リヲ致シマスガ政府委員ノ出テ來ルマデニ次ノ議案ト取換ヘテ前後シテ議スルト云フコトニシテハ如何デゴザイマセウカ

(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(公曾近衛篤磨君) 然ラバ愛媛縣下郡界變更法律案、衆議院提出、第一讀會ノ續、特別委員長報告

(子爵京極高典君演壇ニ登ル)

○子爵京極高典君 委員會ノ結果ヲ御報道致シマス、此案ハ僅カ一村ノ郡界變更デゴザイマシテ如何ニモ其簡單ナ案デゴザイマス、然ルニ配布ニナリタリマスル案デアリマスルカ理由ガゴザイマセヌ、畢竟衆議院カラ提出ニナリマシタノデアリマスルカ理由ハアリマセヌ附キマシテ衆議院ノ提出ノ理由ハドウデアアルカト云フコトヲ政府委員ニ尋ネマシタ所ガ是ハ西宇和郡ノ中ノ平野村ト云フノハ喜多郡ノ方ニ接近シテ居ル地デアアル、故ニ其風俗或ハ習慣總テ其喜多郡ト同一ニアルサウデゴザイマス、ソレ故商法取引其他モ類ル頻繁ニアルト云フコトデゴザイマス、然ル所ガ一ツノ險シイ山ヲ隔テ、サウシテ西宇和郡ノ方ニ是マデ附屬シテ居ル、サウ云フタメニ誠ニ不便ナコトガ諸事起ツテ來ルト云フコトヲ其理由デ之ヲ提出ニナツタト云フコトデゴザイマス、シテ此郡ノ界ヲ取變ヘルト云フコトハ是マデ隨分其一方デハ望ミ一方デハ拒ムト云ツテ隨分其苦情ガ往々アルコトデアリマス、ソレ故尙ホ政府委員ニ此變更ニ附イテハ苦情デモアルカト云フコトヲ尋ネマシタ所ガ一向更ニ苦情モナク全會一致ヲ以テ本案ニ贊成可決ヲ致シマシタ、此案ハ唯今申上ゲタ通知何ニモ簡單ナ案デゴザイマスルカ願ハクハ讀會ヲ省略セラレテ直ニ決セラレンコトヲ希望シマス

○子爵本莊壽長君 讀會省略ニ贊成

○子爵小笠原壽長君 贊成

○伯爵勸修寺顯允君 贊成

○菊池長四郎君 贊成

○子爵伏原宣足君 贊成

○男爵生駒親忠君 贊成

(此他贊成ト述フル者アリ)

○議長(公曾近衛篤磨君) 讀會省略ノ動議ガ成立シマシタ、之ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(公曾近衛篤磨君) 三分ノ二以上ト認メマス、讀會ハ省略致シマス

○議長（公爵近衛篤磨君）然ラバ可決ト認メマス
○議長（公爵近衛篤磨君）府縣農事試験場國庫補助法案……元ヘ戻リマス

〔政府委員藤田四郎君演壇ニ登ル〕

〔政府委員藤田四郎君演壇ニ登ル〕

○田中芳男君 本員モチヨツト質問致シタウゴザイマ

リマセヌデゴザイマス、併ナガラ將來ニ於キマシテ或ハ其必要ヲ認メルトキ

ハ或ハ法律改正又ハ解釋ニ依リマシテ幾分ノ開キヲ附ケンナラヌコトガアルカ知レマセヌガ今ノ所ハ養蠶等ニ附キマシテハゴザイマスガ林業ニ附キマシテハゴザイマセヌ

○西村亮吉君 是ハ衆議院カラ出タ案デアルカラ政府委員ヘ御尋スルノハ少シ無理カ知レマセヌガ此「五年ヲ以テ一期トシ満期ノ後必要アルトキハ之ヲ

繼續スルコトヲ得」トゴザイマスガ五年ヲ以テ一期ト爲スト云フコトハドウ云フ譯デ一期トシタノデアリマスガ、尙ホ必要アルトキハ之ヲ繼續スルト云フコトハ補助シテアツテモ五年デハ十分獨立シテ行クコトガ認メラレヌカラ之ヲ繼續スルノデアリマスガ、之ヲ御尋致シマス

○政府委員(藤田四郎君) 御答致シマスガ第四條ニ於キマシテ府縣農事試驗場等ガ政府ノ補助ヲ受ケマシタ場合ハ之ヲ繼續シテ行ク義務ヲ持ツノデ、從テ繼續シテ行ク義務ヲ持チマス以上ハ其年限等モコナラデ極メテ置クコトハ必要デアラウト見マス、一方ニ於キマシテ何年間ハ之ヲヤルト云フコトデアレバ府縣ニ於キマシテ其覺悟ヲ以テヤリマス、政府ニ於テモ補助スル以上ハ……一年二年デ縣會ノ都合デヨスト云フヤウデハ到底事業ノ成績ヲ見ルトコトハ出來マセヌ、餘リ長キニ失セズ短キニ失シナイ所デ免ニ角五箇年ト云フ所ガ一ノ標準ダラウト信ジマス、實業學校補助ノ場合モ慥カ五年ト存ジテ居リマス

○伯耆萬里小路通房君 政府委員ニ質問シマスガ此七條ニアリマス農事講習所……或ル人カラ聞キマシタガ間違カモ知レマセヌガ既ニ今立ッテ居ル講習所ニ幾分カ補助ニナッテ居ル所ガアルト聞キマシタガ、今アルノデアリマスカ

○政府委員(藤田四郎君) 御答致シマスガ講習所ニ附キマシテハ國庫ヨリ補助シテ居ルノハ一箇所モゴザイマセヌ、學校トナリマシテハ文部省カラ補助シテ居ルノデゴザイマス

○伯耆萬里小路通房君 試驗場モ同ジデアリマスガドチラカアルヤウナコトヲ聞キマシタガ農事試驗場ト云フノモ今補助シテ居ルノハナイノデアリマスカ

○政府委員(藤田四郎君) 一ツモゴザイマセヌ

○久保田讓君 唯今ドナタカ御質問ガアリマシタガモウ少シ分リマセヌ、農事講習所ニハ補助ヲ受ケテ居ルノハナイト云フ御話デアリマシタガ文部省ノ實業學校補助法案デ補助ヲ受ケテ居ルモノゴザイマス、實際農事講習所ト農學校ト名ハ違ッテ居リマスモノ、實ハ同ジキモノガ大分アルヤウデアリマスカ

○政府委員(藤田四郎君) 久保田君ニ御答致シマスガ一ツモゴザイマセヌ、農事講習所ノ方ハ即チ農商務省ノ監督ニ屬シテ農學校ノ方ハ文部省ノ方ノ監督ニ屬スルコトニナッテ居リマス、最初農事講習所デアッテ、一方ハ補助ガアリマスカラツイ其經費等ノ都合デ改テ農學校ト致シテ規則等ヲ變ヘテ補助ヲ受ケテ居ル所ハ聞イテ居リマスガ農事講習所ハ一箇所モゴザイマセヌ、其組織等ハ自ラ違ッテ居リマス

○久保田讓君 サウスルト斯ウ云フコトニナリマスナ、今日マデモ實ハ同ジコトデ名ガ違ッテ居ルタルニ講習所ト云フト農商務省ノ所管ニナッテ、ケレガ名ヲ變ヘテ農學校ト爲ルト文部省ノ所管ニナル、實際農事講習所ガ農學校ト名ヲ變ヘテ實業學校ト補助ヲ受ケテ居ルト、今度モ農商務省カラ補助ヲ受ケルト云フコトニナッテ同ジモノガ兩方カラ受ケル文部省カラモ受ケタリ農商務省カラモ補助ヲ受ケタリスルト云フヤウナコトニナリハシマセヌカ

○政府委員(藤田四郎君) 御答致シマスガサウ云フコトハ出來マセヌ、文部省ニ於キマシテ監督ヲシテ居リマスルノハ固ヨリ規則モ違ヒマスカラシテツ

レハ先ヅ煩フ省キマシテ申上ゲマセヌガ農學校ト云フ名前ヲ以テ受ケテ居ルノハ其法律ニ據リマシテ繼續支出ノ義務ヲ府縣ノ負擔ニナリマス同時ニ國庫カラモ補助ニナリマス、片ッ方カラ行ケバ其目的ガ違ッテ居リマスカラ即チ同時ニ無論補助ヲ受ケルコトハ出來マセヌ、將來ニ於テモ成ルベク右ノ物ガ左ニ行ツタリ左ノ物ガ右ニ行ツタリスルノハ宜シクナイト信ジマス

○久保田讓君 事實ニ於テ農事試驗場ト農學校トハドウ云フ所ガ違ヒマスカ

○政府委員(藤田四郎君) 御答致シマスガ事實ニ於テモ實際違ヒマス、農事試驗場ニ於キマシテハ即チ地方ノ農事ヲ改良スルノ方針ヲ直接ノ目的ト致シマス、農學校ニ於テハ其子弟ノ教育ト云フコトガ方針ニナリマスカラ從ッテ教ヘル年限、程度即チ學問ノ程度、生徒其人ノ年限即チ年齡等ニモツレノ違ヒガアリマシテ自然其方針ガ異ッテ居リマス

○久保田讓君 餘リ毎度デゴザイマスガ、斯ウ云フコトガ各省割據ノ弊デアルト思ヒマスカラ斯ウ云フ事實ノ同ジモノハ農商務省カラ文部省カドチラカニ取ッテヤツタラ如何デアリマスガ、今色々御辯明ガゴザイマシタガ名義ノ附ケヤウハ色々アリマスガ皆同ジコトデアリマスカラ諸君皆御承知デモゴザイマセウ斯ウ云フコトハ成ルタケ一ツニ片附ケタラドウデスカ、サウハ行キマセヌカ

○政府委員(藤田四郎君) 御答致シマスガ唯今政府ニ於テ見マス所ハ矢張講習所ハ農商務省ニ屬シ農學校ノ監督ハ文部省ニ於テ監理スルガ適當ト信ジテ居リマス

○議長(公曾近衛篤磨君) モウ質問モ大底盡キタト思ヒマスカラ委員ノ選定ニ移リマス

○子爵高野宗順君 本案ノ特別委員ハ議長ノ御指名ニ依託致シタウゴザイマスカ

〔贊成(ト呼フ者アリ)〕
議長(公曾近衛篤磨君) 議長依託ニ御異議ハゴザイマセヌカ
〔異議ナシ(ト呼フ者アリ)〕

○議長(公曾近衛篤磨君) 然ラバ其通ニ計ヒマス、本日ノ議事日程ハ是ニテ終リマシタ、唯今御依託ニナリマシタ特別委員ノ氏名ヲ御報道致シマス
(太田書記官朗讀)

特別年限地租増徴ニ關スル法律案特別委員
子爵竹内 惟忠君 子爵松平 直哉君 子爵久松 定弘君
子爵高野 宗順君 男爵小畑 美稻君 男爵石田 英吉君
高島 信茂君 澤 簡 德君 山中 幸義君
農事試驗場國庫補助法案特別委員
侯爵松平 康莊君 伯爵立花 寬治君 子爵山本 實庸君
田中 芳男君 村 田 保君 男爵平野 長祥君
石井省一郎君 西村 亮吉君 井狩彌左衛門君
○議長(公曾近衛篤磨君) 次會ノ議事日程ハ追ッテ御報道致シマス、本日ハ散會
午後二時一分散會